

お客様へ

新大垣証券株式会社

勧誘方針

当社は、お客様の信頼と意向を第一義とし、金融商品販売法第8条に基づき以下のとおり勧誘方針を策定、公表致します。

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項

- (1) お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、投資経験、投資目的、資力等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めております。
- (2) 商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行なうよう努めております。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関し、勧誘の対象となる者に配慮すべき事項

- (1) 勧誘に当たっては、常にお客様の信頼確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に徹します。
- (2) 法令・諸規則を遵守することはもちろん、合理的な根拠に基づき、勧誘を行なうよう努めております。
- (3) 電話や訪問による勧誘に際し、ご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付けください。

3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

- (1) 金融商品販売法の趣旨に基づき、不適切な勧誘が行なわれないよう内部管理体制の強化に努め、役職員に対し十分な社内研修を行なっております。
- (2) お客様の判断と責任において取引が行なわれるよう、適切な情報提供に努めております。
- (3) お気づきの点がありましたら、監査室若しくは取引店の責任者までご連絡ください。

以上